

市民参加実施予定シート

予 定
平成31年4月1日時点

担当課(学校教育課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	新市街地地区内小中学校通学区域の見直し等について	市が考える 市民等への影響	メリット 流山市立小・中学校の通学区域を見直すことで、就学する児童・生徒の適正な教育環境が確保される。
名称	流山市立小学校及び中学校通学区域規則の改正		デメリット 特になし。
概要	新市街地地区内は、都市開発が急激に進み、人口が急増し、それに伴い児童・生徒数も大幅な増加が見込まれることから、通学区域審議会での審議及び答申並びに地元説明会による意見等を踏まえて、通学区域の変更を検討する。また、設置予定の新設校については、新たに通学区域を設定する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項		
複数 実施	審議会等	平成30年10月～平成31年3月の間3回程度	審議会委員(知識経験を有する者、公募の市民等)	流山市通学区域審議会	(流山市通学区域審議会) ・通学区域は、児童の学校生活と地域コミュニティの形成に大きく関与し、登下校の安全や学校規模を踏まえた学校運営等の様々な専門的な見地から意見を聴取する必要があるため、学校長、PTA、地域の状況を良く把握している方々を委員として、審議をおこなっている。 (地元説明会) ・対象となる地域の保護者、住民の方々に、新市街地地区内の状況を説明することで小中学校の新設と通学区域変更の必要性を御理解いただき、参加者から率直な意見を聴取することを目的としているため。
	パブリックコメント手続				
	意見交換会				
	公聴会				
	政策提案制度				
その他	地元説明会(6回程度)	児童・生徒の保護者等	一時預かり保育実施予定		

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成28年度		平成29年度											平成30年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
	←→ 審議会 (1月30日)		← 審議会(諮問等) (5月19日) ↓ (説明会) (5月27,28日)		審議会 (7月28日)	審議会 (8月23日)		←→ (説明会)		←→ 説明会 10月から12月に変更	審議会 (開催予定)		審議会 (開催予定)	審議会(3回程度) (10月から3月開催予定)	←→ 説明会 (11月開催予定)

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由
説明会(平成29年10月開催)	平成29年12月開催	当初10月に説明会を開催する予定であったが、用地取得の関係から、12月に変更となった。			